

石狩市民図書館公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、市民及び施設利用者が情報を取得及び発信するための利便性を図るために本市民図書館が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者の設置等)

第2条 無線 LAN の適正な管理を行うため、無線 LAN 管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、図書館をもって充てる。

(サービスの内容)

第3条 無線 LAN を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次条に規定する無線 LAN を利用することができる施設において当該無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第4条 無線 LAN を利用することができる施設、場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、利用時間についてはイベント等の実施にあわせて変更できるものとする。

(利用者の資格)

第5条 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、管理責任者が特に必要があると認められるときは、この限りではない。

(無線 LAN の利用)

第6条 W i F i 機能を搭載したパソコン等は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、無線 LAN の利用に際し、[不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）](#) その他関係法律等を遵守しなければならない。

4 無線 LAN を利用するための本市への申請等は不要とする。ただし、本規約に同意しなければ利用することができない。

5 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

(利用の停止)

第7条 管理責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第8条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号にあげる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると管理責任者が判断した場合

(禁止事項)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは本市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは本市の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号にあげる場合のほか、他の利用者若しくは本市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線 LAN を通じて、又は無線 LAN に関して使用若しくは提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖犯罪取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
- (12) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
- (13) 前各号にあげるもののほか、法令に違反し、若しくは違反のおそれのある行為又は本市が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合、利用者は、利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第9条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的若しくは緊急に行う場合
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
 - (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事情がある場合
 - (4) その他管理責任者が無線 LAN の運営上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- 2 無線 LAN の利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第 10 条 管理責任者は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有効性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えいその他無線 LAN に関して発生した利用者の損害について、本市は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスのについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線 LAN 接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、本市は、一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 管理責任者は、無線 LAN の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第 11 条 管理責任者は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

本規定は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

| 利用施設 | 利用場所 | 利用可能日時 |
|---------|------------|--------------------|
| 石狩市民図書館 | 閲覧室（1F・2F） | 火・金 10:00～18:00 |
| | エントランスホール | 水・木 10:00～20:00 |
| | | 土・日・祝日 10:00～17:00 |

ただし、石狩市民図書館条例施行規則第3条に掲げる休館日を除く。

※ 電波伝搬の状態により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない場所がある